

坂出市告示第101号

入札後審査型制限付き一般競争入札公告個別事項

次のとおり入札後審査型制限付き一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、坂出市契約規則（昭和40年坂出市規則第2号）第6条の規定により公告する。

令和8年6月1日

坂出市長 有福 哲二

第1 入札に付する事項

1. 工 事 名	西庄団地（中耐）1期東棟解体除却工事	
2. 工 事 場 所	坂出市西庄町	
3. 工 事 業 種	解体工事	
4. 工 事 概 要	西庄団地（中耐） 東棟：RC造 4階建 延面積 1,130.40㎡ 解体工事一式	
5. 工 期	—	
6. 現 場 説 明 会	実施しない	
7. 入 札 手 続	かがわ電子入札システムで行う	
8. 落 札 方 式	総合評価落札方式（企業評価型）	
9. 総合評価落札方式 入札実施理由	施工の確実性および品質の確保のため、入札価格および価格以外の要素を 一体として評価することが妥当と認められる工事であるため。	
10. 予 定 価 格	設定する	
11. 低入札価格調査 ・最低制限価格	低入札価格調査制度（数値的判断基準適用有り）	
12. 入 札 保 証 金	要しない	
13. 契 約 保 証 金	要する	
14. 契 約 の 締 結	市議会の議決を要しない	
15. 支 払 い の 条 件	(1) 前金払 有 (2) 部分払 無 (3) 竣工払 有	
16. 週休2日モデル 工 事 の 指 定	指定する	
17. 余 裕 期 間 設 定 工 事 の 指 定	全 体 工 期	契約締結日から起算して140日間
	余 裕 期 間	20日間を見込む
	工事完成期限	令和8年11月24日（火）

第2 入札参加資格

入札参加者は、単体企業であって、下記の各項目に掲げる要件をすべて満たしていること。

1. 共通事項で示す資格要件	入札後審査型制限付き一般競争入札公告共通事項第1に示す事項	
2. 入札参加資格者名簿登載 (令和7・8年度)	格付工種	解体
	格付等級	-
	経営事項審査 総合評点値 (P点)	700点以上  ※審査基準日が令和5年10月1日～令和6年9月30日の総合評定値(P点)に、発注者別評価点を加算した点数
3. 営業所の所在地要件	市内業者(市内に主たる営業所)	
4. 施工実績	<p>国(公団を含む。)または地方公共団体が発注した解体工事で、地上部の構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄骨造(軽量鉄骨造は除く)で、1棟の延床面積が500㎡以上の建築物に係る解体工事を元請(特定建設工事共同企業体の構成員である場合の施工実績は出資比率相当分とする。)として施工した実績(平成23年4月1日以降に工事が完成し、引き渡し完了したものに限る。)を有すること。ただし、開札日までに建設業法第3条第1項第2号の規定に基づく特定建設業の許可を受けている場合は、一次下請として施工した実績を認める。</p>	
5. 配置予定技術者	<p>解体工事業に係る監理技術者、または主任技術者(入札期間の最終日において当該入札参加者と3か月以上の直接的な雇用関係にあるものに限る。)を当該入札に付する工事に配置できること。なお、建設業法(以下「法」という。)第26条第3項の規定に基づき、請負代金の額が建設業法施行令第27条で定める金額以上の場合、当該技術者は専任で配置できること。</p> <p>また、法第26条第2項による下請契約の請負代金の額(当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額)が法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上になる場合においては監理技術者を置かなければならない。</p>	
6. その他	<p>本工事に係る設計業務等の受託者、または当該受託者との資本、または人事面において関連がある業者には入札に参加する資格はない。</p> <p>また、一定の資本関係または人的関係のある複数の者の同一入札への参加は認めない。(参加資格無しとし、該当者のした入札を無効とする。)</p>	

### 第3 入札日程等に関する事項

1. 入札公告等の掲載	掲載期間	令和8年6月1日(月)～令和8年6月22日(月)
	掲載場所	かがわ電子入札システム 入札情報サービス <a href="https://dennyu.pref.kagawa.lg.jp/PPI_P/">https://dennyu.pref.kagawa.lg.jp/PPI_P/</a>
2. 設計図書	設計図書(設計書、図面および仕様書等)は、電子閲覧とする。(本公告が掲載されている場所に掲載済み)	
3. 設計図書等の質問	方法	設計図書等について質問のある者は、かがわ電子入札システムにより行うこと。
	提出期限	令和8年6月12日(金)16時までのかがわ電子入札システム稼働時間中

4. 設計図書等の質問に対する回答	方法	かがわ電子入札システムにおいて閲覧に供する。
	閲覧期間	令和8年6月16日(火)から、かがわ電子入札システム稼働時間中(令和8年6月18日(木)までに回答する。)
5. 入札書の提出	入札期間	<b>令和8年6月18日(木)～令和8年6月22日(月)16時00分まで</b>
6. 入札書に添付して提出する書類	入札参加申請書	① <b>入札後審査型一般競争入札参加申請書</b> (電子入札システム上の入札書の「参加資格確認資料」欄に添付すること。)
	工事費内訳書	② <b>入札金額に係る積算の内訳を明らかにした工事費内訳書</b> (電子入札システム上の入札書の「内訳書」欄に添付すること。) ・内訳書の項目は、参考資料として交付した工事費内訳書と同様のものとし、記載内容については、少なくとも数量、金額等を明らかにすること。 ・入札書の金額と工事費内訳書の合計金額が一致しない場合は、当該入札は失格とする。 ・工事費内訳書を提出しない場合、または記載内容に不備があつて必要事項を確認しがたい場合等その内容に妥当性を欠くと認められる場合は、当該入札は無効とする。
	技術提案書	③ <b>技術提案書様式第1号、第3-1号および第3-2号(第3-1号および第3-2号内で指定する評価確認資料も含む。)</b> (電子入札システム上の入札書の「技術提案書」欄に添付すること。) ④ <b>有効期間内(審査基準日から1年7か月)にある直近の経営規模等評価結果通知書(経営事項審査結果)の写し</b> (電子入札システム上の入札書の「添付資料」欄に添付すること。) ・当該通知書を提出しない場合は、当該入札は失格とし、有効期間内(審査基準日から1年7か月)にある直近のものではない場合は評価しない。
7. 開札	開札日時	令和8年6月24日(水)10時10分
	開札場所	坂出市総務部総務課 香川県坂出市室町二丁目3番5号 坂出市役所本館2階 電話番号 0877-44-5002
8. 確認資料の提出 <b>※落札候補者のみが対象</b>	提出期限	市の指定した日時まで
	提出場所	坂出市総務部総務課 香川県坂出市室町二丁目3番5号 坂出市役所本館2階 電話番号 0877-44-5002

	提出書類	<p>①入札後審査型一般競争入札参加資格確認申請書</p> <p>②工事施工実績調書 (工事施工実績を証明する書面(契約書、CORINSの竣工時登録内容確認書等の写し)を含む。)</p> <p>※一次下請としての実績を記載する場合は、<u>下請契約書等の実績を確認できる書面を添付すること。なお、追加書類の提出を求める場合がある。</u></p> <p>③配置予定技術者・現場代理人調書 (配置予定技術者の資格等を証明する書面(検定合格証明書等の写し、工事経験を証する書面(CORINSの竣工時登録内容確認書等の写し)および3か月以上の直接的な雇用関係を証するものの写し)、配置予定現場代理人の3か月以上の直接的な雇用関係を証明する書面を含む。)</p>
--	------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### 第4 総合評価に関する事項

##### 1 技術提案書の提出

- (1) 第3の6に示すとおり、入札者は、入札に際し技術提案書を入札書に添付して提出するものとする。
- (2) 技術提案書は「技術評価点」の評価に用いる。
- (3) 入札者が技術提案書を提出しない場合、記名のない場合、または記載内容に不備があつて必要事項を確認し難い場合等その内容に妥当性を欠くと認められる場合は、落札者となることができない。

##### 2 入札の評価に関する基準

本工事の総合評価に関する評価項目、評価基準および得点配分等は次のとおりとする。

評価項目	評価基準	配点	得点
1. 過去5年間における坂出市発注の同業種工事の工事成績評定点の平均点	82点以上	12	／12点
	81点以上82点未満	11	
	80点以上81点未満	10	
	79点以上80点未満	9	
	78点以上79点未満	8	
	77点以上78点未満	7	
	76点以上77点未満	6	
	75点以上76点未満	5	
	74点以上75点未満	4	
	73点以上74点未満	3	
	72点以上73点未満	2	
	71点以上72点未満	1	
	71点未満または坂出市発注工事の工事成績評定点なし	0	
2. 受注能力(手持ち工事量)	0	20	／20点
	0超0.3未満	16	
	0.3以上0.6未満	12	
	0.6以上0.9未満	8	

	0.9以上1未満	4	
	1以上	0	
3. 直近の坂出市発注工事の工事成績評定点	過去1年以内の完成工事で65点未満なし	0	／ 0点
	過去1年以内の完成工事で65点未満あり	-10	
4. 若年(35歳未満)または女性の主任(監理)技術者または現場代理人の配置	若年(35歳未満)または女性の主任(監理)技術者または現場代理人の配置	10	／10点
	上記以外	0	
5. 地域精通度(営業拠点)	市内に建設業法上の主たる営業所あり	20	／20点
	市内に建設業法上の営業所あり	5	
	市内に建設業法上の営業所なし	0	
6. ISOマネジメントシステムの取組	ISO9001およびISO14001を取得	5	／ 5点
	ISO9001またはISO14001を取得	3	
	取得なし	0	
7. 労働災害防止および交通事故防止等への取組	評価項目すべてについて、取組あり	15	／15点
	評価項目のうち、2つの項目について取組あり	10	
	評価項目のうち、1つの項目について取組あり	5	
	上記以外	0	
8. 災害時の活動体制	加入している団体等が坂出市と災害協定を締結し、かつ災害時に応急活動できる体制あり	10	／10点
	加入している団体等が坂出市と災害協定を締結している、または災害時に応急活動できる体制あり	5	
	上記以外	0	
9. 低入札に対する評価	実績なし	0	／ 0点
	本工事における入札において、低入札価格調査基準価格を下回る応札あり	-50	
	過去90日以内に低入札価格調査基準価格を下回る応札実績あり(応札回数により点数は累積される。)	-50～	

ア 1の過去5年間とは、令和3年1月1日から令和7年12月31日までをいう。(※令和8年度は、配点を「25点」から「12点」に縮小(令和3年度以前工事成績評定未実施のため)する。

イ 2については、坂出市発注工事における、過去5年度間の工事受注年平均額に対する本年度受注工事額の割合を評価する。(金額はすべて当初契約金額で算定する。)ここでいう「坂出市発注工事」とは、坂出市総務課経由で発注した設計金額200万円以上の工事に限る。(令和5年度以前は100万円以上を対象とし、令和6・7年度は130万円以上を対象とする。)

ウ 2の過去5年度間とは、当初契約日が令和3年4月1日から令和7年3月31日までとする。本年度受注工事額は、令和8年4月1日から開札日前日までに落札した工事を対象とする。

エ 3については、入札期間の最終日の実績により評価する。

オ 5については、入札公告日時点の坂出市建設工事指名競争入札参加資格者名簿に登載された入札参加者の所在地により評価する。

カ 6については、有効期間内(審査基準日から1年7か月)にある直近の経営規模等評価結果通知書(経営事項審査結果)の内容により評価する。

キ 4、7および8については、技術提案書に記載された内容(技術提案書内で指定する評価確認資料も含む。)により評価する。

ク 9については、下記の3点についての評価とする。

①この工事の入札における低入札価格調査基準価格を下回る価格での応札実績を評価する。

②過去の坂出市発注工事において、低入札価格調査基準価格を下回る価格で応札した実績があるときは、当該応札件数に50を乗じて得られる点数を減点する評価を行う。また、共同企業体として低入札価格調査基準価格を下回る価格で応札した実績についても同様とする。これらの場合において、過去の坂出市発注工事とは、この入札の開札日前90日以内に応札（開札日をもって応札のあった日とみなす。）があった建設工事をいう。

③低入札調査基準価格を下回る入札をした業者は、落札候補者とならなかった場合や失格（技術提案書の不備等）となった場合でも評価対象となる。

ケ 対象範囲、記入方法等の詳細については、技術提案書様式第3-1号および3-2号記載のとおりとする。

### 3 総合評価の方法

評価方法については、除算方式を適用する。

予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者に対し、次により算出される評価値をもって総合評価する。

評価値＝技術評価点÷入札価格（単位：千万円）

＝（標準点＋加算点）÷入札価格（単位：千万円）

なお、評価値は、小数点以下4位（5位四捨五入）とする。

標準点：100点

加算点：2に定める評価によって与えられる得点を次により加算点に換算する。

加算点＝（2の得点の合計）÷（2の配点の合計）×10点

なお、加算点は小数点以下2位（3位四捨五入）とする。

### 4 評価内容の担保

受注者の責により落札者の決定に反映された技術提案書の履行がなされなかった場合は、次のとおり工事成績評定の減点および違約金の徴収をするものとする。

#### (1) 工事成績評定の減点方法（該当項目ごとの減点値の合計）

工事成績評定の減点値＝ $\{(A - B) \div A\} \times (\text{該当項目の加算点} \div \text{合計加算点}) \times 13$ 点

A：入札時の技術提案の値

B：施工後の実施に対する値

工事成績評定の減点値は小数以下四捨五入した値とする。

#### (2) 違約金の徴収方法

次の式により求められる金額を違約金として請負代金額から減額

違約金＝ $C - C \times \{(D + E) \div (D + F)\}$ （1円未満は切捨て）

C：当初契約金額

D：標準点＝100点

E：施工後の実施値における合計加算点

F：当初入札時に記載した技術提案による合計加算点

なお、施工条件の変更、災害等、受注者の責に帰すことのできない事由により落札者の決定に反映された技術提案の履行に影響が生じた場合は、現場の状況により必要に応じその取扱いを協議して定めるものとする。

## 第5 問い合わせ先

坂出市役所総務部総務課

〒762-8601 香川県坂出市室町二丁目3番5号

電話番号：0877-44-5002

FAX番号：0877-46-4056

## 第6 その他事項

- 1 別添「入札後制限付き審査型一般競争入札公告共通事項」のとおりとする。
- 2 この入札において、低入札価格調査基準価格を下回る価格で応札した場合は、本件工事における総合評価の技術評価点において減点されるとともに、他の坂出市発注工事においても、低入札の応札実績となり、総合評価の技術評価点において減点される。